

退院カンファレンスから関わった在宅

宝塚市・たんぽぽ薬局仁川店 森本 愛（薬剤師）

保険調剤薬局においては、保険医療機関に入院中の患者について、当該患者の退院後の訪問薬剤管理指導を担う保険薬局として当該患者が指定する保険薬局の保険薬剤師が、当該患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な薬剤に関する説明及び指導を、入院中の保険医療機関の保険医又は保健師、助産師、看護師若しくは准看護師と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該入院中1回に限り600点算定することができる退院時共同指導料があるが、実際に算定することは稀である。

算定できない理由としては、退院カンファレンスに参加できないこと、つまり薬剤師が呼ばれないことがほとんどである。

今回、箕面市立病院で大腸癌末期患者の退院カンファレンスに参加して、薬剤訪問を導入し看取りまで行った例を報告します。